

国士舘大学審査学位論文

「博士学位請求論文の内容の要旨及び審査結果の要旨」

「廃藩置県の思想的要件の研究」

工藤 憲一郎

氏 名 工藤憲一郎
学位の種類 博士（政治学）
報告番号 甲 第35号
学位授与年月日 平成28年3月20日
学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当
学位論文題目 「廃藩置県の思想的要件の研究」
論文審査委員 （主査）教授 勝田政治
（副査）教授 石見 豊
（副査）教授 川島耕司

博士論文の要旨

I 提出論文

「廃藩置県の思想的要件の研究」

提出者 工藤憲一郎

学位請求論文の構成は、以下のようになっている。

序論

第一章 精忠組の突出脱藩計画にみる忠誠観

第二章 藩屏概念の具現化をめぐる相剋——寺田屋事件の思想的一断面——

第三章 版籍奉還と藩屏概念

第四章 藩屏概念と廃藩

結論

付論 廃藩後の藩兵のゆくえ——兵隊から捕亡吏へ——

本論文の目的は、明治4年（1871）の廃藩置県の断行の思想的な要件であったと考えられる「藩屏」という概念について、近世末期（幕末）から明治初年（維新时期）にかけての時期、それが政治的な場において、どのように認識され、どのような影響を及ぼしたのか、という点を解明することにある。

本論文においてとくに藩屏概念に注目するゆえんは、それが地方統治機構としての「藩」という名称の語源であることを重視するゆえである。「藩屏」とは、「垣」「マガキ」「屏」という原義が転じて「守護トナルモノ」を意味する言葉である（大槻文彦『言海』）。この言葉は、本論文が対象とする時期においては、天皇（朝廷）を守護するものという意味で使用されていたと考えてよいと思われるが、それでは当該時期において実際に、「藩屏」と

しての藩は、天皇（朝廷）を守護するうえで具体的にいかにあるべきだと認識されていたのかという点については、管見の限りにおいて、これまでの歴史研究では深く追究されることがなかった。廃藩置県の詔書は、版籍奉還の実施（明治2年）により、諸侯に対して「新二知藩事ヲ命シ、各其職ヲ奉セ」しめたものの、「其名アリテ其实挙ラサル者アリ」ということをもって、政府による全般的廃藩の断行の理由としている（『法令全書』明治四年、太政官第三百五十）。知藩事の職という「名」に対応する「実」とは、諸藩が担うべきであった藩屏機能のことであったと仮定すれば、その具体的な意味内容を究明しない以上は、廃藩置県という日本史上の画期的な政治変革が大きな混乱を伴うことなく実施された思想的背景は判明し得ないと考える。

また、廃藩置県の思想的要件を追究するという本論文の目的は、藩に帰属する武士——近世の封建倫理においては、主家（藩）への絶対的忠誠を要請された——という出自を有した明治新政府の指導者たちが、なぜに廃藩という政治決断を行うことができたのか、という問題関心にも拠っている。廃藩置県に関する先行研究では、このような問題関心にもとづく検討はなされておらず、また、当該時期の政治・社会変動に伴う「忠誠の相剋」について論じる従来の思想史研究（丸山眞男「忠誠と反逆」など）においても、この問題関心に対して十分に解答を示し得るものを見いだすことができない、という状況にある。

第一章では、幕末の薩摩藩の尊王攘夷派であった精忠組——中心的成員として西郷隆盛や大久保利通が参加していた——が、安政年間（1854～60）後期に計画した集団脱藩計画を素材にして、武士社会における忠誠の問題ともかかわって、藩屏概念が精忠組の成員に対してどのような思想的影響を及ぼし、当事者たちの政治行動をいかに規定していたのかを分析検討した。

精忠組は脱藩という封建的秩序からの逸脱行為について、彼らの突出脱藩は「天朝之藩屏」であるべき島津家（薩摩藩）に帰属する武士として、幕府大老井伊直弼などの「姦賊等」を討つための行動であると主張した。精忠組は主家を「藩屏」と規定することで、彼らの突出脱藩は、藩への反逆行為ではなく、「天朝之藩屏」たるべき主家に代わって「姦賊等」を討つことにより、朝廷に対する主家の忠誠義務を履行するものであると意義付けたのである。その限りにおいて、精忠組の突出脱藩計画は逆説的に藩への忠誠を意味していた。ここに、後年廃藩置県の断行を主導する西郷や大久保の、既存の政治秩序を相対化しつつも、朝廷および藩への二重の忠誠を果たすために、藩屏概念の具体化を追求する姿勢が確認される。

第二章では、文久2年（1862）に勃発した寺田屋事件に結果したところの、有馬新七ら薩摩藩の急進的尊王攘夷派を中心とした反幕府挙兵計画と、彼らの主君筋に当たる島津久光の国事周旋活動という、2つの政治行動をめぐって発生した両者の政治的対立を分析することで、当事者間において藩屏概念の具現化の方法論をめぐる意見の相違があったことが、両者の相剋をより深刻なものにしたことを明らかにした。

有馬新七は精忠組の主要な成員の一人であったが、島津久光の国事周旋計画——主とし

て朝廷および幕府それぞれの首脳部人事への介入をはかる――が進行するなかで、徐々に政治姿勢を急進化させた。有馬と久光は、島津家は「藩屏」であるという認識を共有し、同家による国事周旋の必要性についても意見が一致していたが、その国事周旋の遂行のためには武力の行使が不可欠か否かをめぐって妥協不能な対立関係に至った。すなわち有馬ら急進派は、「藩屏」としての島津家が国事周旋を成功裏に達成するためには、幕府との武力衝突は避けられないという考えを有していたのに対して、久光は武力を行使せずとも国事周旋は達成可能であると考えていた。久光の国事周旋の成功を期する有馬らの挙兵計画は、久光の意向に反するものではありながらも、あくまでも久光への忠誠を念頭に置いており、京都およびその周辺地域において武装蜂起することで、久光が武力不行使の方針を撤回せざるを得ないような状況を創出しようとはかるものであった。しかしながら結局は、久光の統制下を離れて行動する有馬たち急進派は、久光によって肅清されることになる。

以上の第一章および第二章における検討によって、藩に帰属する武士として果たすべき主家への忠誠という論点ともかかわって、「藩屏」という理念の具体化が追求されていた幕末期の思想的状況の一端が明らかになる。

第三章では、慶応3年（1867）の大政奉還から明治2年（1869）の版籍奉還にかけての時期を対象として、藩屏概念が新政府によって公認されたことを明らかにし、当該時期の政治社会における藩屏概念に関しての共通理解について検討することで、版籍奉還に至る政治的論議の場で藩屏概念がいかなる政治的作用を及ぼしたのかを追究した。

周知のように、諸大名（諸侯）の支配領域および機構を指す「藩」という名称は、明治維新を契機として公称化した。そのことと軌を一にして「藩屏」という言葉も、朝廷への軍事的奉仕の主体――すなわち封建的主従関係における軍役の担い手――としての諸侯を指す用語として公式に使用されることになった。この事実は従来の研究においては看過されているものである。「藩屏」であるためには兵力の保持が絶対条件であり、諸侯にとって武備充実は最重要課題であった。藩が有したこのような軍事的性格は、同じ地方統治機構である府県――政府の直轄領域に置かれた――とは一線を画するものであった。

諸藩より申請された版籍奉還をめぐって展開された国制論議では、藩屏機能の有効的運用には封建制のほうが適格的であるという議論が少なくなかったが、結局のところ版籍奉還の実施後の国制は、旧来の封建制から新たに郡県制へと移行することになった。版籍奉還の論拠となっていた王土王民論は、従来の研究においては概して郡県制への移行を正当化するものとしてのみ評価されているが、理論上は必ずしも封建制を否定するものではなかったと考えられる。そのため多くの藩が、王土王民論にもとづいて版籍奉還の意向を表明しつつも、奉還後の版籍（土地人民）の再交付を要望していたものの、結果的には版籍奉還後の国制として郡県制が採用されたことで、諸藩の個別領有権は政府によって否定されることになった。ただし、版籍奉還後においても諸藩は依然として兵力の保持を認められており、諸藩はあらためて政府から郡県制のもとでの「藩屏」として存立するよう要請されていたものと評することができる。

第四章では、藩という江戸時代以来の統治機構が、版籍奉還後の郡県制のもとで、いかなる役割を担い続けていたのかを、その名称の由来であった藩屏概念の特性を明らかにすることで検討した。そして、その藩が担っていた役割が、廃藩という政治的動向を促進するものとしても作用したことを明らかにした。

諸藩は版籍奉還以後の郡県制下においても、依然として軍事的奉仕を担う「藩屏」として存続していたが、兵力維持のための財政的基盤の確立を要する「藩屏」の任は、とくに中小藩にとっては過大な負担であった。先行研究においても戊辰戦争への出兵等の影響によって諸藩の財政状態は極度に悪化していたことが指摘されており、このような財政的窮状は、中小藩による自主的廃藩の動きを誘発することになった。自主的廃藩の動向の思想的背景としては、「藩屏」という名分（名）は、実体（実）としての軍事的能力と密接不可分な関係にある、という名分論的な観念が、当時の政治社会においては広汎に共有されていたことが確認されることから、財政的事情により「藩屏」としての軍事的負担に堪えられないというような場合、軍事的能力という実体を伴うことができない以上は、名と実の一致を追求するという名分論上の見地から判断して、「藩」として存続することは論理的に不可能であったと考えられる。また同じ理由から、財政負担を軽減するために兵権の放棄をはかるような場合は、軍事的性格を帯びている「藩」から非軍事的な「県」への改称が必然化されるのであった。

以上の各章における検討を踏まえれば、財政的事情により多くの藩が、天皇（朝廷）を守護する軍事的主体としての「藩屏」という理想に応えられないのは、各藩の個別的な問題という範疇を超えて、藩体制という近世以来の統治システムそのものの在り方に由来しているという認識が、政治社会において大勢を占める状況となったとき、それまでに「藩屏」という理想の追求が強く要請されていたことの反作用として、廃藩置県への心理的抵抗は軽減される傾向にあったのではないかと推測される。理想に応えられない藩という体制そのものが、その存在意義を失うことになったのである。このことが廃藩置県という一大変革が大きな混乱を惹き起こさずに遂行され得たことの思想的背景を成したものと考えられる。

ただし、以上の検討を経たうえでも、なぜ廃藩置県の断行は、藩屏の任を果たしえなくなった中小藩だけでなく、政府の親兵を編制するために兵力を提供するなど、現に政府を軍事的に支えている――すなわち藩屏の任を果たしうる能力を維持している――薩摩・長州・土佐などの維新の有功大藩をも含んだ全般的なものになったのか、という疑問が依然として残る。この疑問への解答を探ることは今後の筆者の課題となるところであるが、その探究の足掛かりとして、とりあえずは以下の諸点を指摘しておきたい。①明治3年末から4年前半にかけて鳥取・徳島・名古屋の有力3藩から政府へ全般的廃藩が建議されている。とくに徳島藩知事蜂須賀茂韶の建議書には、「夫レ藩屏ノ名タル封建ニハ用ユヘケレトモ、今日ニ於テ此名一日モ存ス可ラス」（『改訂肥後藩国事史料』巻十）という文言が見られる。中小藩に比して財政的余力があったと思われる大藩においても、地方統治機構とし

ての藩という体制を存続させることは、「藩屏」という「名」に付随する軍事的性格のために困難であろうと見通されていた、と言えるのではないだろうか。②廃藩置県の断行が具体的に政府内で企図される前段階において、政府の中枢に地位を占めていた大納言岩倉具視が、薩長土3藩の勢力を維持したままで他の諸藩の勢力を削減することについては、危惧の念をいだいていたことが確認される（『岩倉具視関係文書』第五、『岩倉公実記』中巻）。中央政府としては、諸藩へのバランスある対応という観点から、各藩の規模・能力等の個別的事情を理由にして、それぞれの存廃の適否を一方的かつ個別に判断するというようなことはできなかったのではないか。③廃藩置県の直前に山口藩知事毛利元徳から政府へ辞表が提出されている（『公文録』）。④西郷隆盛が廃藩置県の断行後に、全般的廃藩の決断に至ることになった事情として、とくに上記の①および③をあげている（『大西郷全集』第二巻）。現時点においては、以上のような諸点を勘案しながら、全般的廃藩が断行された背景を探る必要があると考えている。

氏 名 工藤憲一郎
学位の種類 博士（政治学）
報告番号 甲 第35号
学位授与年月日 平成28年3月20日
学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当
学位論文題目 「廃藩置県の思想的要件の研究」
論文審査委員 (主査) 教授 勝田政治
(副査) 教授 石見 豊
(副査) 教授 川島耕司

2016年2月16日

博士學位請求論文の審査結果の要旨

主査 国士舘大学大学院人文科学研究科 勝田政治
副査 国士舘大学大学院政治学研究科 石見 豊
副査 国士舘大学大学院政治学研究科 川島耕司

I 提出論文

「廃藩置県の思想的要件の研究」

提出者 工藤憲一郎

II 審査結果の要旨

本論文は、藩に帰属する武士という出自を有した明治新政府の指導者たちが、なぜ廃藩という政治決断を行うことができたのかという問題意識のもと、廃藩置県の思想的要件を明らかにすることを課題としている。

廃藩置県に関する研究は、これまでは政治史からのアプローチが主流であった（佐藤誠朗・宮地正人・松尾正人・高橋秀直・勝田政治ら）。こうした研究潮流のなかで、初めて思想史の観点から取り組むという視角には、独自性があり高い評価が与えられる。と

くに、思想的要件として「藩屏」概念を設定し、明治初期（廃藩置県以前）の「藩屏」用例を、周知の史料（新たに発掘した新史料はない）から丹念に拾いあげて克明に追究し、「藩屏」概念は「軍事的奉仕」であったことを明らかにしたことは特筆に値する。また、従来は主に政府側の視点からの分析であったが、解体された藩の側から廃藩置県を論ずる視角もユニークである。

このように全体的に評価できるものであるが、論証が必ずしも十分になされているわけではない。以下、本論文で明らかにした具体的な内容を、そこに含まれている問題点とともに各章ごとに挙げていく。

第一章は、薩摩藩精忠組一同の「忠誠観」を検討し、次のように結論づける。精忠組は、「天朝之藩屏」（朝廷を守護する「藩屏」）たる島津家という理念のもと、朝廷の意向を無視する井伊直弼政治を排除しないことは、「藩屏」としての不名誉であることから、「脱藩という体制秩序からの逸脱行為を主家への忠誠行動」として、また、「諫争という忠誠行動」として正当化した。「天朝」と島津家の両方のための突出脱藩計画であった。

疑問点は、「天朝之藩屏」は当時共有されていた概念であったのか否かである。大久保の藩主宛上申書（安政6〈1859〉年）が紹介されているだけである。「藩屏」は本論のキー・ワードであることから、他の用例も発掘して指摘すべきである。また、「天朝之藩屏」としての職掌とは、具体的にどのようなものなのか。島津茂久の「諭書」には、「忠勤」に励むとしかなく、前掲の大久保上申書は内容については全く記していない。

さらに、精忠組を対象とするのは、廃藩置県を断行した西郷隆盛・大久保利通を含むグループということであるならば（「はじめに」）、西郷・大久保の「忠誠観」に沿ってのまとめが必要である。

第二章は、国事周旋をめぐる島津久光と有馬新七との意見の相違を、「藩屏」という概念に着目しながら検討し、次のように結論する。「島津家は藩屏として勤王に勤めなければならぬ」という「藩屏」概念は、島津久光と有馬新七ら激派に共通するが、武力を用いるか否かで両者は対立していた。

先行研究との関連では町田明広批判を展開しているが、池田敬正の見解との相違が不明確となっている（同じ見解ではないのか）。そして、「藩屏」の具体的な内実が明瞭にされていない。用例（「皇国之藩屏」）として、文久元（1861）年の有馬新七上書を挙げ、「天朝」のために「忠節」を尽くすこと、を指摘しているがその内容は不明である。また、同年の道島源五郎上書（「日本ヲ擁護スル藩屏」）では、その任を「夷蛮ヲ征スル」

という攘夷行動としているが、これが具体的内容なのか。

また、有馬と久光の「藩屏」概念についての説明も疑問が残る。「藩屏」の用例（「藩屏之任」）として慶応2（1865）年の久光・茂久連署上書（大久保起草）を挙げているが、そこでは「聖朝」の「輔弼」と幕府の「扶助」とある。有馬は前掲のように「天朝」のみであり、「幕府の廃絶」を視野に入れるかという点において、久光と「深刻な懸隔」があり、「幕府の存在の否定」としている。このようなことから、両者の「藩屏之任」の内容を同じものとみなすことはできるのか。したがって、「藩屏概念は島津家主従の共通認識であった」と評価できるのか。

なお、有馬の「忠誠観」（久光への忠誠観からの武装蜂起計画）は（第二節）、第一章の精忠組と同じ内容であるから、敢えて論述する必要はない。

第三章は、版籍奉還と藩屏概念の関連について検討し、次のような結論を提示している。「藩屏」概念は、王政復古により「藩」が公称化したことにともない、新政府が公認したものであり、政府に対する「軍事的奉仕」という意味である。諸侯にとっては、「藩屏」能力の維持・向上（武備充実）が最優先課題となった。版籍奉還建白の王土王民論は、封建制を否定するものではなく、「朝廷の意思」によらずに土地・人民を所有することを否認したものである。

この章は『復古記』・『法令全書』・『大日本維新史料稿本』などの基本史料を綿密に分析して、あらたな知見を提供しており、研究史上の功績は大きいものがある。具体的には次の点が挙げられる。

第一は、王政復古前に「藩屏」は、公文書（幕府・朝廷）では使用されていなく、王政復古後、諸侯昇格の公文書に「藩屏」が使用され（「藩」の公称と同時期）、軍事的性格をともなっていたこと、「藩」を統括する諸侯の職務は、「藩屏之任」であると公式に認定される、という指摘である（第一節）。

第二は、4藩の版籍奉還建白（明治2年1月）における、王土王民論と封建制の関係性について、王土論は領主権を否定する理論ではないとし、王土王民論と封建制は矛盾せず「調和的關係性」を有す、という解釈である（第四節）。

しかし、キー・ワードである「藩屏」概念に関しては、十分なる検討がなされているわけではない。薩摩藩の版籍奉還論については、封建制を維持しつつ「軍事力の強化」の必要性を唱えながら漸進的な変革を指向しており、そこには「藩屏」として「軍事的に奉仕」することが意識されていたと指摘しているが（第二節）、長州藩出身者である木

戸孝允・伊藤博文についての分析は弱い（第三節）。

木戸は、明治元年2月に版籍奉還論を唱えたが藩体制解体までは意図せず、諸藩の協力による「皇国一致」を考えていたが、明治2年2月には藩体制維持による「挙国一致」は不可能という認識にいたるとするが、「藩屏」論（認識）への言及はなされていない。伊藤については、明治元年11月建言において藩には「軍事的性格」が付随するという認識を有していたと論ずるが、史料分析に拠らない推論である。

また、第五節で公議所の議論（封建・郡県論）から、封建制の方が「藩屏」を有効に機能させることができるとするが、当然の結論であり、何故この議論を検討するのか、換言すれば本論におけるこの節の意味が不明確である。公議所の議論から判明することは、郡県制（藩体制の解体）を志向する藩は少数であった、ということである。

第四章は、藩屏概念と廃藩との関連について検討し、次のように結論づけている。版籍奉還後、諸藩は郡県制下の「藩屏」として、知藩事のもと「軍事的奉仕」を果たすよう要請された。しかし、過大な財政的負担をとまなう「藩屏」の任に堪えられないことから、小藩のなかから自主的廃藩が行われた。「藩」（「藩屏」）と軍事的能力の「一体不可分な関係性」が共有されていたから、「兵制の統一」を意図する全般的廃藩論が有力藩から登場する。

まず、評価すべきこととして、「藩屏」の任務が挙げられる（第二節）。戊辰戦争の賞典録（1869年6月）下賜沙汰書の「藩屏」の用例を挙げ、「藩屏之任」に相応する軍功をあげた諸侯に賞典録が与えられていることから、戦時において軍事活動にあたるのが、諸侯の果たすべき「藩屏之任」であったと指摘し、「藩屏之任」の使用は軍功の程度による、ということを示した意義は大きい。さらに、中小藩の自主的廃藩論の新たな位置づけが挙げられる（第四節）。吉井藩・狭山藩・鞠山藩・小浜藩・長岡藩・福本藩・高須藩・多度津藩・丸亀藩・徳山藩・大溝藩などは、「藩」の存在を容認する（府藩県三治体制の肯定）立場から、「藩屏之任」（軍事的奉仕）に堪えられないことを理由とするものである、という指摘である。これまでの研究では、自主的廃藩論は財政窮乏問題から説かれており、「藩屏之任」という観点からの新たな解釈であり、研究史に大きく貢献する。

しかし、大藩の廃藩論についても、「藩屏」の任務（軍事的奉仕）から位置づけようとするのは、説得力に欠けるものがある。盛岡藩の廃藩論を、「真」の郡県論実現に向けたものであるとするが、「藩屏」の任務という観点からの廃藩論とは評価できない。全般

的廃藩論としての津和野藩（亀井茲監）・竜岡藩（大給恒）の主張は、府藩県三治体制の否定であるとするが、「藩屏」論からの位置づけがなされていない。徳島藩と名古屋藩の廃藩論（1871年1～6月）から、「藩」と「兵権」の一体性を指摘するが、徳島藩は「典型（基準）軍旅（軍隊編成）材度庶務」の不統一を指摘しており、「軍旅」に特化しているわけではない。また、名古屋藩も「兵権」のみを問題としているわけではない。これらのことから、「兵権」のみ藩と一体であるという解釈は強引な主張である。

以上が個別的な問題点であるが、最後に構成上の問題を挙げておきたい。第一・二章は薩摩藩尊攘派の「忠誠意識」の分析、第三・四章は「藩屏」概念の分析となっており、第一・二章と第三・四章の関連が不分明であり、それぞれ独立した構成となっている。「序論」で両者の関連を説明すべきであるが、それは十分になされていない。本論のテーマからすれば、第三・四章が相応しいものであり、第一・二章を本論に組み入れることは、説得力に欠けるものと言わざるを得ない。

研究史を踏まえたうえ、廃藩置県を思想的観点から解明を試みようとしたことは、独自性を有しており評価できる。とくに、「藩屏」概念は軍事的性格であるという新たな指摘を行っており、これは高い評価が与えられる論点である。

しかし、結論として廃藩置県の「思想的状況」を生み出したものとして「藩屏」概念を位置づけることは、十分な論証がなされているとは言い難いものがある。具体的には、自主的廃藩を申請した一部の小・中藩のみの「藩屏」概念を分析対象としており、大藩に関する論及がみられないことである。小・中藩が「藩屏」の職務（軍事的奉仕）にたえられないことから、廃藩を申し出たことは論証しているが、大藩の「藩屏」の職務に関する考えについての分析が行われていない。廃藩を志向しない（「藩屏」の任務にたえられていた）大藩の「藩屏」概念にまで踏みこまなければ、説得力は弱い。小藩の事例のみをもって廃藩の論理を語ることはできない。

また、明治政府の指導者が、廃藩置県の決断を可能にした「思想的状況」を創出したものは、「藩屏」という概念であると主張するが、廃藩を断行したリーダー（西郷隆盛・木戸孝允・大久保利通）の「藩屏」概念も、最も重要な明治初期には分析のメスが入られていない。幕末期の薩摩藩精忠組との関連で西郷・大久保に若干触れているのみであり、廃藩置県断行において最も重要な位置を占める木戸についての論及は、全くなさ

れていない。

こうした問題点を含みながらも、いくつかの新たな論点を提供しており、従来の廃藩置県研究に再考を迫る価値は有していると判定し、課程博士論文として合格とする。